

徳島県告示第506号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月9日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 大塚化学株式会社 松茂工場
住 所 板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40
代表者 工場長 伊東治

(2) 工場又は事業場

名 称 大塚化学株式会社 松茂工場
所在地 板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第47号ホに規定する廃ガス洗淨施設

(4) 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年10月9日から
令和8年10月30日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び松茂町産業環境課